

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		訪日外国人に係る、社会医療法人等に対する認定要件(診療費要件)の見直し
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税（国税 16） 法人住民税（地方税 18）
		② 上記以外の税目	(不動産取得税) (固定資産税) (都市計画税) 【参考 特定医療法人以外の法人関係】 (所得税) (事業税) (消費税) (地方消費税) (相続税) (贈与税)
3	要望区分等の別		【新設】【主管】
4	内容		《現行制度の概要》 —
			《要望の内容》 訪日外国人に対する医療は自由診療となる。優遇税制を受ける特定医療法人等においては、その承認要件等で、自費診療等においても、社会保険診療に準ずる額を請求することとされている。特定医療法人において、この承認要件を、訪日外国人に対する診療において緩和することを要望する。
			《関係条項》 特定医療法人：租税特別措置法第 67 条の 2 第 1 項、第 68 条の 100、租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準 地方税法第 73 条の 4 第 1 項第 3 号の 2、第 348 条第 2 項第 9 号の 2、第 702 条 2 第 2 項
5	担当部局		医政局総務課医療国際展開推進室・医政局総務課・ 医政局医療経営支援課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：平成 30 年 8 月 分析対象期間：平成 26 年度～平成 33 年度
7	創設年度及び改正経緯		—
8	適用又は延長期間		恒久措置
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 この緩和措置の創設により、医療機関は訪日外国人から費用に見合った診療費を請求できることとなり、医療機関の経営が安定する。
			《政策目的の根拠》 現在、訪日外国人は増加傾向にあり、2017 年では 24,039,700 人であった（独立行政法人 国際観光振興機構による推計）。こうした状況で、医療機関は訪日外国人に医療を提供する必要性に迫られている。 しかし、訪日外国人の診療のためには、医療通訳や多言語に対応した院内案内、医療従事者への外国人対応研修等を準備する必要があり、医療機関は通常の診療に比して多くの費用を負担する必要がある。 医療機関の安定的な経営のためには、訪日外国人等から費用に見合った額を請求することが妥当である。そのため、

			「自費診療においても、社会保険診療に準ずる額を請求しなければならない」という、特定医療法人等の非課税要件を緩和する必要がある。												
		② 政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標Ⅰ 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること 施策目標Ⅰ 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること												
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 地域における医療提供体制を維持する(2020年までに地域の特定医療法人が混乱なく訪日外国人にも医療を提供できる。)。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 訪日外国人が急増することが予想される2020年までに特定医療法人が混乱なく訪日外国人にも医療を提供できることで、医療機関の経営の安定に資する。												
10	有効性等	① 適用数	特定医療法人 (H29年度)(H30年度)(H31年度)(H32年度)(H33年度) <推計> 216件 216件 216件 216件 216件 ※ H29年度以降の件数は、特定医療法人数が近時、微減傾向にあることから、H28年度に租税特別措置により法人税の軽減を受けた特定医療法人の件数の実績値を据え置いて推計した。 参考 (H26年度)(H27年度)(H28年度) <実績> 230件 233件 216件 H26～H28年度の件数は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第196国会提出)による。												
		② 適用額	特定医療法人(単位:百万円) (H29年度)(H30年度)(H31年度)(H32年度)(H33年度) <推計> 39,155 39,155 39,155 39,155 39,155 ※ H29年度以降の金額は、特定医療法人数が近時、微減傾向にあることから、H28年度に租税特別措置により法人税の軽減を受けた特定医療法人の適用実績値を据え置いて推計した。 参考 (H26年度)(H27年度)(H28年度) <実績> 44,531 43,440 39,155 H26～H28年度のコロは、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第196国会提出)による。												
		③ 減収額	特定医療法人(単位:百万円) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H31年度</th><th>H32年度</th><th>H33年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td><td>▲1,645</td><td>▲1,645</td><td>▲1,645</td></tr> <tr> <td>法人住民税</td><td>▲115</td><td>▲115</td><td>▲115</td></tr> </tbody> </table> (法人税は		H31年度	H32年度	H33年度	法人税	▲1,645	▲1,645	▲1,645	法人住民税	▲115	▲115	▲115
	H31年度	H32年度	H33年度												
法人税	▲1,645	▲1,645	▲1,645												
法人住民税	▲115	▲115	▲115												

			〔②の適用額×(基準税率23.2%－優遇税率19.0%)〕…A にて算出 法人住民税は〔A×地方税率(1.0%+6.0%)〕 にて算出)
		④ 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 2019年のラグビーワールドカップ、2020年のオリンピック・パラリンピック以降さらに増大する訪日外国人観光客に医療を提供していくに際し、日本人と同程度の診療費の請求を医療機関に求めることは、その経営基盤に影響を与えるものと予想される。訪日外国人にその費用に見合った負担を求めていくことで医療機関の経営の安定が実現すると考えられる。 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 医療機関が、訪日外国人に対して、費用に見合った額を請求し、経営が安定する。
		⑤ 租税減を是認する理由等	— ※ 当該承認要件の緩和は、既存の特定医療法人が不安なく、将来的に訪日外国人の診療に積極的に取り組めるようにするものであり、既存の特定医療法人の租税を減じるものではない。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	特定医療法人は、承認要件を満たさない場合、承認取消となることから、訪日外国人の診療において、損失を甘受し、診療している現状であり、この解決のためには要件の見直しが必要である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—
		③ 地方公共団体が協力する相当性	地域医療提供体制の長期的な安定に資するとともに、観光立国にふさわしい観光客の受入体制を整備することで、地域経済の活性化に資する。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—